

選考区分	職名	日本国籍	主な業務内容	勤務場所	採用人数(予定)	受験資格	報酬
行政職 (事務職①)	総務部における一般業務	○	総務課における一般業務（庶務業務）等	総務部総務課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)	28名	次の①～②のすべてを満たす方 ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方 ②OA機器の操作に従事した経験のある方（エクセル・ワード等OAに関する資格を有する方が望ましい）	報酬（月額）：176,436円～196,620円 ※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。
	総務部における一般業務	○	担当内における庶務業務 不法占拠等の処理及び不正使用対策業務 等	総務部管理課（適正化担当） (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	総務部における一般業務	○	担当内における庶務業務 不法占拠等の処理及び不正使用対策業務 等	総務部管理課（適正化担当） (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	総務部における一般業務	○	庶務業務 撤去した道路不正使用物件の保管管理の事務的補助業務 台帳管理に関する現地調査・資料整理の補助業務	総務部管理課（適正化担当） (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	総務部における一般業務	○	庶務事務（文書・勤怠・広報等）における事務補助業務 啓発・撤去事務（データ整理・資料作成等）における事務補助業務	総務部管理課（自転車対策担当） (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	総務部における一般業務	○	管財課における一般業務（庶務業務） 建設局所管用地のシステム入力等の業務 等	総務部管財課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	総務部における一般業務（道路） (道路・下水道資料閲覧コーナー)	○	道路・下水道資料閲覧コーナーにおける案内業務 等	道路・下水道資料閲覧コーナー（大阪市役所3階） (北区中之島1丁目3番20号)			
	総務部における一般業務（道路） (道路・下水道資料閲覧コーナー)	○	道路・下水道資料閲覧コーナーにおける案内業務 等	道路・下水道資料閲覧コーナー（大阪市役所3階） (北区中之島1丁目3番20号)			
	総務部における一般業務（道路） (道路・下水道資料閲覧コーナー)	○	道路・下水道資料閲覧コーナーにおける案内業務 等	道路・下水道資料閲覧コーナー（大阪市役所3階） (北区中之島1丁目3番20号)			
	道路河川部における一般業務 (駐車場の共通回数券の管理等に関する業務)	○	大阪市立駐車場事業に係る予算・企画・連絡業務 等	道路河川部調整課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	道路河川部における一般業務	○	道路河川部調整課における一般業務（庶務業務）等	道路河川部調整課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	道路河川部における一般業務	○	道路と鉄道の立体交差事業等に関する事務補助業務	道路河川部街路課（鉄道交差担当） (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	下水道部における一般業務		下水道管理担当における一般業務（庶務業務） 等	下水道部調整課（下水道管理担当） (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	下水道部における一般業務		下水道用地管理にかかる窓口対応業務 等 (境界確定協議、下水道占用許可に関する業務など)	下水道部調整課（下水道管理担当） (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	下水道部における一般業務		下水道用地管理にかかる窓口対応業務 等 (境界確定協議、下水道占用許可に関する業務など)	下水道部調整課（下水道管理担当） (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	下水道部における一般業務		下水道事業に関する調査・設計にかかる補助業務 等	下水道部下水道課（管渠担当） (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	下水道部における一般業務		下水道施設の維持管理及び許認可等に関する事務処理業務 等	下水道部施設管理課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	下水道部における一般業務		下水道施設の維持管理及び許認可等に関する事務処理業務 等	下水道部施設管理課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	公園緑化部における一般業務	○	・設計書の作成、発注にかかる府・堺市との調整の補助 ・支払い関係業務 ・協議会運営業務の補助 ・設計業務の補助 ・ホームページ掲載など広報業務に関する補助 ・各種資料作成に関する補助 等など	公園緑化部調整課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	公園緑化部における一般業務		公園工事に関する調査・設計にかかる補助業務	公園緑化部公園課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟4階)			
	公園緑化部における一般業務		図面データのデジタル化業務 等	公園緑化部公園課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟4階)			
	事業所における一般業務	○	西部方面管理事務所管理課における一般業務（庶務業務、用地管理業務） 等	西部方面管理事務所管理課 (西成区津守2-7-13)			
	事業所における一般業務	○	台帳情報の収集及びシステム入力等における事務補助業務	南部方面管理事務所管理課 (住之江区泉1-1-189)			
	事業所における一般業務	○	長居公園事務所における一般業務（庶務業務） 等	長居公園事務所 (東住吉区長居公園1-1)			
	下水道施設の工事監督に関する業務	○	工事に伴う関連手続きや資料作成にかかる補助業務	北部方面管理事務所管理課 (此花区高見1-2-47)			

事業所における一般業務	<input type="radio"/>	道路・河川・橋梁の維持管理に関する業務	十三工営所 (淀川区野中南2-8-41)		
事業所における一般業務	<input type="radio"/>	舞洲スラッジセンターにおける一般業務（庶務業務） 等	北部方面管理事務所（舞洲スラッジセンター） (此花区北港白津2-2-7)		
臨海地域事業推進本部における一般業務		各種会議資料の作成・準備、交通量に関するデータ入力及び確認、各種照会の対応、担当内の庶務関係業務 等	臨海地域事業推進本部臨海地域事業調整担当 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)		
行政職 (事務職②)	総務部における一般業務	<input type="radio"/> 経理課における一般業務（庶務業務） 下水道使用料に関する業務 等	総務部経理課（下水道経営担当）下水道使用料 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)	1名	次の①～③のすべてを満たす方 ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方 ②OA機器の操作に従事した経験のある方（エクセル・ワード等OAに関する資格を有する方が望ましい） ③普通免許証を有しており、軽自動車等の運転が可能な方  報酬（月額）：176,436円～196,620円 ※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

【選考区分について】  
 ●応募は選考区分ごとです。選考区分ごとに選考を実施し、「職名」のいずれかに従事していただくことになります。

【受験資格について】  
 ●年齢、学歴は問いません。  
 ●民間企業や行政機関等とは、次に掲げるものをいいます。  
 1 公的な機関に属さない民間企業等  
 2 国、地方公共団体などの行政機関  
 ●日本国籍欄に○がついている職については日本国籍を有しない方は受験できません。  
 ※会計年度任用職員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意志の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。  
 ●地方公務員法第16条（抜粋）  
 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者  
 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

選考区分	職名	日本国籍	主な業務内容	勤務場所	採用人数(予定)	受験資格	給料
技術職 (土木①)	道路河川部における一般業務	○	河川施設の維持管理に関する業務 等	道路河川部河川課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)	3名	次の①～②のすべてを満たす方 ①地方公務員法第16条(次格条項)に該当しない方 ②OA機器の操作に従事した経験のある方(エクセル・ワード等OAに関する資格を有するこ とが望ましい)	
	事業所における一般業務	○	土木施設の工事監督及び維持管理などに関する補助業務 事務的な補助業務(各種資料データ入力作業及び諸資料の添削や校正作業、電話やメール対応など)	市岡工営所・上之宮出張所 (港区市岡2丁目15番74号) (天王寺区上之宮町3番20号)			
	事業所における一般業務	○	淀川左岸線2期建設事務所における一般業務 等	淀川左岸線2期建設事務所建設課 (福島区野田6-2-16)			
技術職 (土木②)	総務部における一般業務	○	測量明示課における一般業務(技術業務) 境界明示書類の受付業務 等	総務部測量明示課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)	22名	次の①～③のすべてを満たす方 ①地方公務員法第16条(次格条項)に該当しない方 ②OA機器の操作に従事した経験のある方(エクセル・ワード等OAに関する資格を有するこ とが望ましい) ③民間企業や行政機関等において土木に関する業務に従事した経験がある方	
	総務部における一般業務	○	道路区域境界線座標整備にかかる調査業務 等	総務部測量明示課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	総務部における一般業務	○	下水道用地にかかる測量明示業務 等	総務部測量明示課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	企画部における一般業務		局事業所との連絡調整業務 工事監督業務の適正化業務 請負工事検査及び事務処理に関する業務 等	企画部工務課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	企画部における一般業務		局所管工事等の検査業務 仕様書・基準書類照合等業務 監査及び会計実地検査関係業務 等	企画部工務課(工事監理担当) (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	企画部における一般業務		局所管工事等の検査業務 仕様書・基準書類照合等業務 監査及び会計実地検査関係業務 等	企画部工務課(工事監理担当) (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	道路河川部における一般業務		無電柱化事業の企画・設計に関する業務 等	道路河川部道路課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	道路河川部における一般業務		土木施設の設計等に関する業務 等	道路河川部道路課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	道路河川部における一般業務		道路河川部における一般業務(技術業務) 施設維持補修の設計業務 等	道路河川部道路課(道路維持担当) (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	道路河川部における一般業務		橋梁の設計に関する業務 等	道路河川部橋梁課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	道路河川部における一般業務		街路事業に係る無電柱化事業の企画・設計に関する業務、設計業務に関する資料作成補助 等	道路河川部街路課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	道路河川部における一般業務		道路法の手続きに関する資料作成及び連絡調整業務、権利者調査業務、買収地の工営所への引き継ぎ立会業務 等	道路河川部街路課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	下水道部における一般業務		下水道部調整課における一般業務(技術業務) 下水道工事計画と地下埋設工事計画及び道路工事計画との連絡調整業務 等	下水道部調整課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	下水道部における一般業務		下水道施設の維持管理に関する業務 等	下水道部下水道課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	下水道部における一般業務		下水道施設の維持管理に関する業務 等	下水道部下水道課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	総務部における一般業務(道路・下水道資料閲覧コーナー)	○	下水道台帳の情報提供業務(下水道資料閲覧コーナーの窓口業務)	下水道資料閲覧コーナー(大阪市役所3階) (北区中之島1丁目3番20号)			
	総務部における一般業務(道路・下水道資料閲覧コーナー)	○	下水道台帳の情報提供業務(下水道資料閲覧コーナーの窓口業務)	下水道資料閲覧コーナー(大阪市役所3階) (北区中之島1丁目3番20号)			
	下水道施設の工事監督に関する業務	○	管内の下水道工事等の工事監督業務 等	西部方面管理事務所管理課 (西成区津守2-7-13)			
	下水道施設の工事監督に関する業務	○	管内の下水道工事等の工事監督業務 等	南部方面管理事務所管理課 (住之江区泉1-1-189)			
	下水道施設の工事監督に関する業務	○	管内の下水道工事等の工事監督業務 等	北部方面管理事務所管理課 (此花区高見1-2-47)			
	下水道施設の工事監督に関する業務	○	管内の下水道工事等の工事監督業務 等	北部方面管理事務所管理課 (此花区高見1-2-47)			
	事業所における一般業務	○	土木施設の工事監督及び維持管理などに関する業務 等	野田工営所 (福島区野田6-2-16)			
	事業所における一般業務	○	河川・渡船管理事務所における事務・監督補助業務、渡船場、水門及び現場間における車両運転業務等	河川・渡船管理事務所 (西区南堀江4-33-27)			

報酬(月額): 176,436円～196,620円  
※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

技術職 (土木③)	下水道施設の工事監督に関する業務	○	東部方面管理事務所管内における下水道工事監督業務 等	東部方面管理事務所管理課 (城東区中浜1-17-10)	4名	次の①～④のすべてを満たす方 ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方 ②OA機器の操作に従事した経験のある方（エクセル・ワード等OAに関する資格を有する方が望ましい） ③民間企業や行政機関等において土木に関する業務に従事した経験がある方 ④普通免許証を有しており、軽自動車等の運転が可能な方
	下水道施設の工事監督に関する業務	○	南部方面管理事務所管内における下水道工事監督業務 等	南部方面管理事務所管理課 (住之江区泉1-1-189)		
	下水道施設の工事監督に関する業務	○	南部方面管理事務所管内における下水道工事監督業務 等	南部方面管理事務所管理課 (住之江区泉1-1-189)		
技術職 (電気①)	下水道部における一般業務		下水道設備の維持管理業務等に関する業務 等	下水道部施設管理課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)	2名	次の①～③のすべてを満たす方 ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方 ②OA機器の操作に従事した経験のある方（エクセル・ワード等OAに関する資格を有する方が望ましい） ③民間企業や行政機関等において電気に関する業務に従事した経験がある方
	開発途上国の下水道事業に係る技術の向上のための研修に関する業務		開発途上国の下水道事業に係る技術向上のための研修に関する業務 等	下水道部下水道資源循環課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)		
技術職 (電気②)	土木施設の設計等に関する業務		駐車場電気設備の維持管理業務 等	企画部工務課（道路公園設備担当） (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)	1名	次の①～③のすべてを満たす方 ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方 ②OA機器の操作に従事した経験のある方（エクセル・ワード等OAに関する資格を有する方が望ましい） ③民間企業や行政機関等において機械または電気に関する業務に従事した経験がある方
技術職 (化学①)	下水道部における一般業務	○	排水規制に関する業務 等	水質管理担当分室（中浜処理場内） (城東区中浜1-17-10)	2名	次の①～③のすべてを満たす方 ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方 ②OA機器の操作に従事した経験のある方（エクセル・ワード等OAに関する資格を有する方が望ましい） ③民間企業や行政機関等において化学に関する業務に従事した経験がある方
技術職 (化学②)	下水道部における一般業務		下水道設備（電気・機械）の維持管理等に関する業務 等	下水道部施設管理課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)	1名	次の①～③のすべてを満たす方 ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方 ②OA機器の操作に従事した経験のある方（エクセル・ワード等OAに関する資格を有する方が望ましい） ③民間企業や行政機関等において下水道設備に関する業務に従事した経験がある方
技術職 (建築)	下水道施設の工事監督に関する業務		下水道施設における建築工事監督にかかる業務	下水道部下水道課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)	1名	次の①～③のすべてを満たす方（④は満たしていることが望ましい方） ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方 ②OA機器の操作に従事した経験のある方（エクセル・ワード等OAに関する資格を有する方が望ましい） ③民間企業や行政機関等において建築に関する業務に従事した経験がある方 ④業務を行う上で軽自動車等を運転するがあるので、普通自動車第一種運転免許を有していることが望ましい。
技術職 (園芸①)	下水道部における一般業務		下水道部における一般業務（技術業務） 下水処理場及び抽水所の土木工事の設計業務 等	下水道部下水道課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)	6名	次の①～③のすべてを満たす方 ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方 ②OA機器の操作に従事した経験のある方（エクセル・ワード等OAに関する資格を有する方が望ましい） ③民間企業や行政機関等において園芸（造園・土木、外構緑化などの建築に関する業務を含む）に関する業務に従事した経験がある方
	公園緑化部における一般業務		公園緑化部における一般業務（技術業務） 公園と民有地との境界確認調査業務 等	公園緑化部公園課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟4階)		
	事業所における一般業務	○	公園事務所での監督職員の支援補助の実施 (各種資料作成、現場調査、電話対応 等)	鶴見緑地公園事務所 (鶴見区緑地公園2-163)		
	事業所における一般業務	○	公園施設の請負工事にかかる工事監督補助業務 公園の管理運営にかかる事務補助業務 等	真田山公園事務所 (天王寺区真田山町5-70)		
	事業所における一般業務	○	公園事務所での監督職員の支援補助の実施 等	八幡屋公園事務所 (港区田中3-1)		
	事業所における一般業務	○	公園事務所での監督職員の支援補助の実施 (各種資料作成、現場調査、電話対応 等)	扇町公園事務所 (北区扇町1-1-21)		
技術職 (園芸②)	建築物の緑化に関する相談等の業務		緑化相談に関する業務 等	公園緑化部緑化課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟4階)	1名	報酬（月額）：176,436円～222,372円 ※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

【選考区分について】

●応募は選考区分ごです。選考区分ごとに選考を実施し、「職名」のいずれかに従事していただくことになります。

【受験資格について】

●年齢、学歴は問いません。

●民間企業や行政機関等とは、次に掲げるものをいいます。

1 公的な機関に属しない民間企業等

2 国、地方公共団体などの行政機関

●日本国籍欄に○がついてある職については日本国籍を有しない方は受験できません。

※会計年度任用職員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意志の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。

●地方公務員法第16条（抜粋）

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

選考区分	職名	日本国籍	主な業務内容	勤務場所	採用人数 (予定)	受験資格	報酬
技能労務職①	道路基準点の管理及び保全に関する業務	○	道路基準点の管理及び保全に関する補助業務等	総務部測量明示課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)	3名	地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方	報酬（月額）：175,044円～191,748円 ※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。 ※宿日直センター勤務の場合、別途夜間勤務手当が支給されます。
	法定外公共物の管理における測量等の業務	○	法定外公共物の管理等に伴う測量補助業務	総務部測量明示課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
	下水道用地の管理等における測量等の業務	○	下水道用地の管理等における測量等の業務	総務部測量明示課 (住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)			
技能労務職②	下水道施設の保守管理に関する業務		下水道施設の保守管理に関する補助業務、見学対応業務 等	北部方面管理事務所（舞洲スマッシュセンター） (此花区北港白津2-2-7)	2名		
技能労務職③	宿日直センターにおける通報の受付等の業務		宿日直センターにおける通報の受付等の業務	宿日直センター (中央区農人橋1-4-19)	10名		

<p>【選考区分について】</p> <p>●応募は選考区分ごとです。選考区分ごとに選考を実施し、「職名」のいずれかに従事していただくことになります。</p> <p>【受験資格について】</p> <p>●年齢、学歴は問いません。</p> <p>●民間企業や行政機関等とは、次に掲げるものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公的な機関に属さない民間企業等</li> <li>2 国、地方公共団体などの行政機関</li> </ol> <p>●日本国籍欄に○がついてある職については日本国籍を有しない方は受験できません。</p> <p>※会計年度任用職員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意志の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。</p> <p>●地方公務員法第16条（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者</li> <li>4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> </ol>
--